

2018年9月27日

優良鉄筋継手部検査会社認定規定等改正概要

公益社団法人日本鉄筋継手協会
優良会社認定委員会

<改正概要>

1. 優良鉄筋継手部検査会社認定規定

- (1) 優良認定管理委員会の廃止により委員会名称を変更した。
- (2) 料金納付方法を明確にした。

2. 優良鉄筋継手部検査会社認定実施細則

- (1) 用語を変更した。
 - 1) 品質管理マニュアル→品質マニュアル に変更した。
 - 2) 教育研修 → 教育訓練 に変更した。
 - 3) 各種規定（外注管理、倫理、検査機器等の管理、検査記録管理、不具合措置、教育訓練）の名称をそれぞれ“…に関する規定”に変更した。
(ex. 外注管理規定→外注管理に関する規定)
- (2) 審査対象とする時期及び期間を明確にした（表2）。
- (3) 審査項目、審査基準を一部変更した。
 - 1) 審査基準（2）検査体制Ⅱ. 社会保険③
審査基準に“1点”を追加し、“・全て加入している：2点・加入していない者がいる：1点・加入していない：0点”とした。
 - 2) 審査基準（3）品質管理体制Ⅰ. 品質マニュアル③
“責任者の職務権限と活動内容”を、よりわかりやすく明示するため、“責任者の役割”とした。また、審査基準で一部に不備がある場合は1点とすることを追加した。
 - 3) 審査基準（3）品質管理体制Ⅰ. 品質マニュアル⑤
「規定すること」、「実施すること」が同項目となっていたが、それぞれ項目を分けて審査評価を行うこととした。
 - 4) 審査基準（3）品質管理体制Ⅱ. 検査要領書⑦Ⅲ. 作業標準⑨Ⅴ. 検査報告書⑬
整備されている工法の数で評価していたが、内容により評価することとした。
 - 5) 審査基準（3）品質管理体制Ⅳ. 検査機器等の管理
検査機器等の管理は重要な項目であるため、審査内容が規定に定められていない場合、0点とした。
- (4) 審査項目、審査基準の一部変更に伴い、総合評価は80点満点中、基準点60点以上に変更した。

以上